

資料 4

外国人台帳制度上の手続
及びその代理について

住民基本台帳制度上の手続及びその代理について①

- 代理
 - ・ 代理人という他人が、独立に意思表示をなし、又は意思表示を受領することによって、本人が直接にその意思表示の法律効果を取得する制度。
 - ・ 住民基本台帳法上、代理には任意代理と法定代理の2種類がある。
 - ①任意代理…本人の意思に基づいて代理権が発生
【必要書類】…本人の自署又は押印のある委任状が基本
 - ②法定代理…本人の意思ではなく法律の規定に基づいて代理権が発生
住基法においては、親権者、成年後見人、未成年後見人等が法定代理人となる
【必要書類】…戸籍謄本などを証明する書類
- 使者
 - ・ 自ら意思決定はせず、本人が決定した意思を単に相手方に表示し、又は完成した意思表示を伝達する制度。
【必要書類】…使者に手続を委託する旨の証書(本人の自署又は押印のあるもの)

住民基本台帳法上の手続の主体と代理・使者の活用の可否

項目	手続内容	届出主体	代理の可否(理由)	使者の可否(理由)
住民基本台帳法上の手続の種類 届出 (転入届、転居届、転出届、世帯変更届)	住民記録の正確性を確保する必要があることを踏まえ、原則として本人が(本人が届出をすることができない場合は世帯主が)、住民票の記載事項に変更があり、届出をする必要があるときに、転入届、世帯変更届等を行う	・本人 ・世帯主(本人が届出をすることができないときは世帯主に義務)	○ (居住関係を公証するという制度趣旨、住民記録の正確性を確保する必要性及び本人の利便性を考慮) (住基法第27条③)	○ (居住関係を公証するという制度趣旨、住民記録の正確性を確保する必要性及び本人の利便性を考慮) (住基法第27条③)
			届出の任に当たるものであることを明らかにするため必要な事項を示す書類を提示・提出	同左

住民基本台帳制度上の手続及びその代理について②

項目	手続内容	申請・申出主体	代理の可否(理由)	使用者の可否(理由)
住民基本台帳法上の手続の種類 本人等	本人等が住民として公証する必要がある場合に、本人又は本人と同一の世帯に属する者に対して記載事項証明書などを交付	・本人 ・本人と同一世帯を構成する者	○ (居住関係を公証するという制 度趣旨及び本人の利便性を 考慮) (住基法第12条④) 請求の任に当たるものである ことを明らかにする書類を提 示・提出	○ (居住関係を公証するという制 度趣旨及び本人の利便性を 考慮) (住基法第12条④) 同左
記載事項証明書 などの交付	国又は地方公共団体が法令に基づき事務を遂行するため に必要な場合に、住民票記 載事項証明書などを交付 請求権者・請求事由を、権利 義務の蓋然性その他社会通 念上期待・許容されているか という観点から市町村長が相 当と認める場合に限定した上 で、第三者に対して記載事項 証明書などを交付	・国の機関 ・地方公共団体の機関 ・正当な理由があると市町村長 が認める者 (①自己の権利行使又は義務履 行に必要な場合、②国又は地方 公共団体に記載事項証明書など を提出する必要がある場合、③ その他) ・上記の者から業務を依頼された 特定事務受任者(弁護士、司法 書士等)	- ○ (居住関係を公証するという制 度趣旨及び申出者の利便性 を考慮) (住基法第12条の3⑥) 申出の任に当たるものである ことを明らかにする書類を提 示・提出	○ (居住関係を公証するという制 度趣旨及び申出者の利便性 を考慮) (住基法第12条の3⑥) 同左

国又は地方公共団体	国又は地方公共団体が、法 令に基づく事務を遂行するた めに必要な場合に閲覧可	・国の機関 ・地方公共団体の機関	-	-
国又は地方公共団体 公益性の高いもの	公益性の高い活動を行うた めの申出であり、かつ、公益 性があるか、閲覧を必要とす るかという観点から市町村長 が相当であると認める場合に 限定した上で、個人又は法 人が閲覧可	・公益性の高い活動等を行う者で あると市町村長が認める者 (①統計調査等の調査研究、② 公共的団体が行う地域住民の福 祉の向上に寄与する活動、③営 利以外の目的であり、かつ特別 の事情による確認)	- ○ (「閲覧者」が申出者に代わり 閲覧) (住基法第11条の2②) 申出者・閲覧者の氏名・住所 等を明らかにするため市町村 長が適当と認める書類を提出	○ (「閲覧者」が申出者に代わり 閲覧) (住基法第11条の2②) 同左

住民基本台帳制度上の手続及びその代理について③

考え方(案)

- ・ 届出については、居住関係を公証するという制度趣旨に基づき住民記録の正確性を確保する必要があること、及び外国人の利便性を考慮して、住民基本台帳法と同様、本人及び世帯主の代理人・使用者による届出を認めることが適当ではないか。
- ・ 記載事項証明書などの交付については、住民基本台帳制度と同様、外国人台帳制度においても、居住関係を公証するという制度趣旨及び外国人の利便性を考慮し、代理人・使用者による請求・申出を認めることが適当ではないか。
- ・ なお、閲覧については、住民基本台帳制度と同様、閲覧者、及び情報の取扱者を特定し、情報の適切な管理、情報の目的外利用の禁止等閲覧にかかる手続を法律で規定することにより、個人情報管理を徹底することが適当ではないか。

外国人台帳制度上の代理について（法の適用に関する通則法）①

法の適用に関する通則法との関係

- 法の趣旨
国際社会に複数の法秩序が地域的に併存していることを前提として、そこで発生する法律関係に適用すべき法（準拠法）を決定する法。
- 具体的事例
当事者が外国人、又は発生した場所等が外国である場合、行為能力、物権、債権、婚姻、親子、相続関係について、いずれの国の法律を適用すべきか決定。

具体的事例

事例A 親が、委任状を持たずに、20歳の外国人の法定代理人（親権者）であると自称して市町村に届出をしてきた場合、親が子の法定代理人（親権者）となる場合がある。

事例B ある国の夫人Aが、夫人Bの実子の法定代理人（親権者）であると自称して市町村窓口に出をしてきた場合、夫人Aは法定代理人（親権者）となる場合がある。